

飛驒市障がいのある人も安心して共に暮らせるまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 障がいを理由とする差別の解消（第7条－第9条）

第3章 障がいのある人も安心して共に暮らせるまちづくり（第10条－第24条）

第4章 情報の取得及び意思疎通（第25条－第31条）

第5章 雜則（第32条）

附則

健常者を前提につくられている社会の仕組みの中で、障がいのある人が地域で暮らしていくためには、多くの方々の理解と支援が必要である。障がいがあるという状態は誰もがなりうるものであり、全ての市民が自らの問題として考えることが重要である。

私たちは、一人ひとりの個性や多様な特性を認め合い、ひとりの不安を一人だけの不安とせず、自分のこととして考えると共に、飛驒市で暮らし活動する人々がお互いに協力し、障がいのある人が活躍できるよう、様々な場において合理的な配慮の提供が普通に行われるよう取り組まなければならない。

私たちは、障がいや障がいのある人に対しての理解を深め、障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくりを進めるため、お互いの人権や尊厳を大切にし、尊重し合う共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がいのある人も安心して共に暮らせるまちづくりを推進するための基本理念を定め、市、市民及び市民活動団体並びに事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、「障が

いのある人もない人も安心して共に暮らせるまち飛驒市」の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、発達障がい、精神障がい、難病（治療方法が確立していない他の特殊の疾病をいう。）に起因する障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって障がい及び社会の仕組みにより継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にある者をいう。
- (2) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (3) 市民活動団体 市内において活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者（市を除く。）をいう。
- (5) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (6) 障がいを理由とする差別 障がいのある人のみの権利・利益を侵害することをいう。
- (7) 合理的な配慮の提供 障がいのある人から現に社会的障壁の解消を必要としている旨の意思の表明（その者の家族、後見人又は支援者がその者を補佐して行ったものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利・利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の解消を行うことをいう。
- (8) 障がいを理由とする不当な差別的取扱い 正当な理由なしに、障がい又は障がいに関する事由によって、障がいのある人を排除する、その権利の行使を制限する、その権利を行使する際に条件を付ける等の取扱いをすることをいう。

(基本理念)

第3条 障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくりの推進は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 誰もが障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を生まれながらに持っているかけがえのない個人として尊重されること。

- (2) 誰もが障がいに対する理解を深め、社会的障壁の解消のための環境整備が図られること。
- (3) 障がいのある人の言語その他の意思疎通のための手段が確保されるとともに、情報の取得又は利用の機会の拡大が図られること。
- (4) 障がいのある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保障されること。
- (5) 障がいのある人との人が、お互いに繋がり支え合うことで、お互いの自立及び社会参加を促進すること。
- (6) 誰もが障がいを理由とする差別を身近な課題と捉え、建設的な対話を通じてお互いの立場を理解し、合理的な配慮の提供が図られること。
- (7) 市内に暮らす障がいのある人の生活だけでなく、市外から訪れる障がいのある人に対しても合理的な配慮の提供が図られること。
- (8) 意思決定が困難な人に対して、適切な支援が行われること。
- (9) 福祉の向上に関する施策の連携を図るとともに、その支援が途切れることなく提供されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条において「基本理念」という。）に則り、市民及び市民活動団体並びに事業者の障がいに対する理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別を解消し、「障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまち飛驒市」を実現するために必要な施策を講じるものとする。

(市民及び市民活動団体並びに事業者の責務)

第5条 市民及び市民活動団体並びに事業者は、基本理念に則り、障がいに対する理解を深めるとともに、「障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまち飛驒市」の実現に取り組むよう努めるものとする。

(啓発活動)

第6条 市は、障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくりを推進するため、市民及び市民活動団体並びに事業者に、障がいの特性及び社会的障壁の解消の必要性に対する理解を深めるための啓発を行うものとする。

第2章 障がいを理由とする差別の解消

(差別の解消)

第7条 市及び市民活動団体並びに事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、

次に掲げることをしてはならない。

(1) 障がいを理由とする不当な差別的取扱いにより、障がいのある人の権利・利益を侵害すること。

(2) 合理的な配慮の提供をしないこと。

(相談体制の整備)

第8条 市は、障がいを理由とする差別に関する相談（以下「相談」という。）に的確に対応するため、必要な相談体制の整備を図るものとする。

2 市は、相談を受けた場合には、必要に応じ、次に掲げる対応をするものとする。

(1) 相談をした者への必要な情報の提供及び助言

(2) 相談に係る事実の確認及び関係者間の調整

(3) 関係機関との連絡調整

(協議の場の設置)

第9条 市は、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策を効果的かつ円滑に行うため、障がい者団体、福祉団体、就労支援機関、教育機関その他の関係者による協議の場を設けるものとする。

2 前項の協議の場においては、必要な情報を共有するとともに、関係者相互の連携を図るものとする。

第3章 障がいのある人も安心して共に暮らせるまちづくり

(交流の機会の充実)

第10条 市は、障がいのある人もない人もお互いにコミュニケーションを図り、より理解を深めるための交流の機会を充実させるものとする。

2 市民及び市民活動団体並びに事業者は、障がいのある人もない人もお互いにコミュニケーションを図り、より理解を深めるための交流の機会を拡充させるよう努めるものとする。

(市民等が活動を行うための情報提供等)

第11条 市は、市民及び市民活動団体並びに事業者が、障がいに対する理解を深める活動を行うために必要な情報の提供等を行うものとする。

(医療機関の合理的な配慮の提供に対する理解の促進)

第12条 市は、障がいのある人が必要な医療を受けることができるようするため、医療機関への合理的な配慮の提供に対する理解を促進するための啓発を行うものとする。

(保育等の実施)

第13条 市は、支援が必要な乳幼児が就学前の教育、保育又は療育を受けることができるようするため、関係機関及び事業者と連携して必要な取り組みを行うものとする。

(包括的な教育の実施)

第14条 市は、飛騨市立小学校及び中学校において、障がいのある人もない人も共に学ぶことができる包括的な教育を実施するため、障がいのある人が障がいの特性に配慮された教育を受けることができるよう必要な取り組みを行うものとする。

(学校における障がいに対する理解の促進)

第15条 市は、飛騨市立小学校及び中学校において、障がいに対する理解を促進するために必要な取り組みを行うものとする。

(生涯を通した発達の支援)

第16条 市は、障がいのある人が生涯を通してその心身の発達のための支援を受けることができるようするため、必要な取り組みを行うものとする。

(雇用の促進及び就労の支援等)

第17条 市は、障がいのある人の雇用の促進並びに就労の支援及び定着を図るために必要な取り組みを行うものとする。

2 事業者は、障がいの特性を理解し、障がいのある人に対する雇用の機会の拡大及び障がいのある人が働き続けられる職場環境の整備を行うものとする。

(障がい福祉サービスの充実)

第18条 市は、障がい福祉サービスの充実を図り、制度間、世代間でその支援が途切れることが無いよう、必要な取り組みを行うものとする。

(バリアフリー等の促進)

第19条 市は、バリアフリーへの対応及びユニバーサルデザインの導入を促進するためには必要な取り組みを行うものとする。

2 事業者は、バリアフリーへの対応及びユニバーサルデザインの導入を促進するよう努めるものとする。

(移動手段の確保)

第20条 市は、障がいのある人の移動手段を確保するために必要な取り組みを行うものとする。

2 事業者は、障がいのある人の移動手段を確保するよう努めるものとする。

(交通安全の確保)

第21条 市民及び事業者は、車椅子を使用する人その他の交通の安全に配慮が必要と認められる人が通行し、又は歩行しているときは、その通行等を妨げないようになるとともに、その安全を確保するために必要な取り組みを行うものとする。

(災害時等の支援)

第22条 市は、関係機関及び事業者と連携し、障がいのある人に対する災害時又は緊急時の情報伝達、避難、避難所の利用等のために必要な取り組みを行うものとする。

(地域における繋がり等)

第23条 市民は、障がいのある人もない人も様々な場面でお互いに繋がり、支え合う地域づくりに努めるものとする。

(社会参加の促進)

第24条 市は、障がいのある人の社会参加を促進するため、必要な取り組みを行うものとする。

2 市民及び市民活動団体並びに事業者は、文化芸術活動、スポーツ活動その他の活動を通じ、障がいのある人の社会参加が促進されるよう努めるものとする。

第4章 情報の取得及び意思疎通

(手話に対する理解の促進等)

第25条 市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人が手話により意思疎通を円滑にする権利を最大限尊重して、手話に対する理解の促進及び普及を図るものとする。

2 市民及び市民活動団体並びに事業者は、前項の認識に基づき、手話に対する理解を深めるものとする。

(手話等を学ぶ機会の提供)

第26条 市は、手話、要約筆記、点字又は音訳（以下この条において「手話等」という。）を必要とする人、その者の意思疎通を支援する者及び関係機関と連携して、市民に手話等を学ぶ機会を提供するものとする。

(多様な意思疎通手段の普及等)

第27条 市は、手話のほか、要約筆記、点字、音訳、字幕、文字表示、平易な表現その他の障がいの特性に応じた多様な意思疎通のための手段（以下「多様な意

思疎通手段」という。)の普及を図るとともに、その利用が促進されるよう環境整備を行うものとする。

(意思疎通を支援する者の養成)

第28条 市は、障がいのある人の多様な意思疎通を支援する者を養成するために必要な取り組みを行うものとする。

(障がいの特性に配慮した情報の発信等)

第29条 市は、障がいのある人が情報を円滑に取得することができるようするため、多様な意思疎通手段による情報の発信及び提供を行うものとする。

(市民及び市民活動団体の理解等)

第30条 市民及び市民活動団体は、多様な意思疎通手段に対する理解を深めるとともに、多様な意思疎通手段に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の理解等)

第31条 事業者は、多様な意思疎通手段に対する理解を深め、多様な意思疎通手段を必要とする者が利用しやすいサービスを提供するとともに、多様な意思疎通手段に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

第5章 雜則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。